

雇用保険関係の電子申請未利用の事業主の皆様へ

『雇用保険電子申請アドバイザー』 をご利用ください！

雇用保険関係の手続きは、ハローワークの窓口書類を提出する方法に加えて、インターネットによる電子申請(注1)で行うことも可能です。

「電子申請をしたいが、方法がわからない。」など、電子申請の利用を検討されている事業主様に、雇用保険電子申請アドバイザー(注2)が具体的な電子申請手続き等の個別支援を行います。

注1：電子申請とは、インターネットを通じて雇用保険の各種手続きを行うことであり、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口(e-Gov)を通じて手続きを行うことです。

注2：島根労働局から委嘱を受けた社会保険労務士の資格を有する専門のアドバイザーです。

どのような支援が受けられますか？

○事業所訪問による説明・相談等を行います。

雇用保険電子申請アドバイザーが、事業所を直接訪問し、電子申請の具体的な手続について説明、相談を行います。説明・相談に係る費用は無料です。

相談したいときはどうすればいいですか？

雇用保険電子申請アドバイザーへの相談をご希望の事業主様は、島根労働局職業安定部職業安定課までお申し込みください。

(申込先、申込方法は裏面に記載しています。)

雇用保険の電子申請事務に関するお問い合わせは、最寄りのハローワーク又は島根労働局職業安定部職業安定課までお申し出ください。

島根労働局職業安定部職業安定課

〒690-0841 松江市向島町134番地10 松江地方合同庁舎5階

TEL0852-20-7019 FAX0852-20-7025

雇用保険電子申請アドバイザー 訪問相談申込方法

電子メールでお申込みください

申 込 先

【Eメールアドレス】shimane-denshi@mhlw.go.jp

【件名】電子申請アドバイザー訪問申込

【本文には以下の内容を記載してください】

- ①事業所名
- ②所在地
- ③電話番号
- ④担当者名
- ⑤訪問日についての希望

※ご連絡をいただきましたら、個別に日程調整をさせていただきます。

※スケジュールにより早急に訪問できない場合がありますので、ご承知ください。

※雇用保険電子申請アドバイザーは、事業所でのパソコン操作を行いません。電子申請手続の説明・相談を行います。